

三次市教育委員会告示第4号

三次市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年2月28日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部を改正する告示

三次市放課後子ども教室推進事業実施要綱（三次市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（緊急時の特例）

- 4 この告示の規定に係わらず、天災その他特別の事情があると教育長が特に認めるときは、この限りでない。

附 則

この告示は、令和2年2月28日から施行する。